

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第 2 条第 15 号の規定に基づき主務大臣が定める動物及びその防除に伴う運搬に係る要件（告示案）等の概要について

令和 5 年 2 月
環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）については、令和 5 年 4 月 1 日の施行を予定している。この施行に向けて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号。以下「施行規則」という。）の一部改正を予定しており、令和 4 年 12 月 22 日から令和 5 年 1 月 22 日にかけて、改正案のパブリックコメントを実施したところである。

改正後の施行規則第 2 条第 15 号において、特定外来生物のうち主務大臣の定める動物について、法第三章の規定による防除に該当しない防除を行う者（地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行う者に限る。）が、当該防除に伴い主務大臣の定める要件に該当する運搬をする場合は、法第 4 条の飼養等の禁止の規定の適用除外となる旨の規定の新設を予定している。

特定外来生物のうちかみきりむし科の生物については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（クビアカツヤカミキリの運搬及び保管）について」（環自野発第 19032610 号平成 31 年 3 月 26 日環境省自然環境局野生生物課長通知）をもとに、小規模な防除の場合の適用除外に関する告示を定めることとする。これに伴い、同通知は本告示の施行をもって廃止することとする。

また、改正法の施行に向けて、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二十四条の二第一項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査」（告示）が令和 4 年 6 月 27 日に公布された。本告示については、改正法による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 24 条の 5 第 1 項の規定についても同様の内容を定める必要があるため、同告示についてその旨を反映する改正を行うこととする。

2. 告示の内容

（1）特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条第十五号の規定に基づく環境大臣が定める動物及びその防除に伴う運搬に係る要件

- ① 改正後の施行規則第 2 条第 15 号に基づき、特定外来生物である動物のうち主務大臣（環境大臣）の定めるものとして、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一に規定する「かみきりむし科」に属する生物を定めることとする。
- ② 改正後の施行規則第 2 条第 15 号に基づき、法第三章の規定による防除に該当しない防除を行う者（地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行う者に限る。）が、当該防除に伴い運搬する場合に、法第四条の飼養等の禁止の適用除外となるための主務大臣の定める要件は、以下の全てを満たすこととする。
 - ・ 樹木の伐採処理を行う場所で、当該樹木に付着又は混入している全ての個体を殺処分することが困難であること。

- ・当該生物の個体の拡散を防ぎ、確実に全ての個体を殺処分することを目的として、当該樹木を焼却又は粉砕、燻蒸を実施する場所に運搬するものであること。
- ・当該生物の個体について、樹木の側面に付着しているなどその場で殺処分が可能な個体については殺処分を行った上で運搬すること。
- ・当該生物が付着又は混入しているおそれのある樹木等が運搬中に落下、飛散すること及び当該生物の個体自体が運搬中に逸出することを確実に防止するための措置がとられていること。
- ・特定外来生物の防除の一環としての運搬である旨を客観的に明らかにするため、以下の事項を掲示板、ホームページ等で事前に公表した上で実施すること（農業若しくは水産業を営むに当たって行う場合又は森林の経営管理に当たって行う場合は除く。）。
 - (1)当該防除が特定外来生物であるかみきりむし科の防除に該当すること
 - (2)当該防除を実施する者
 - (3)当該防除の実施日時及び実施場所
 - (4)逸出防止措置を含めた運搬方法

(2) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二十四条の二第一項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の一部を改正する件

本告示の対象に、法第二十四条の五第一項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査を追加するとともに、その旨を告示名に反映することとする。

3. 施行期日（予定）

2（1）について令和5年4月中

2（2）について令和5年4月1日

※令和4年12月22日から令和5年1月22日までパブリックコメントを実施した「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）について」の添付資料2において、2（1）に記載の通知の廃止時期を施行規則の改正省令の施行をもって廃止すると記載していたが、本告示が施行規則の改正省令の施行日より後に公布・施行された場合を想定し、本告示の施行日をもって同通知を廃止するものと訂正する。